鳥取市
SQのあるまち

記者発表資料	
令和５年 10 月６日	
担当課 （担当）	農村整備課 （長石、大和谷、藤本）
電　話	30-8316（内線 3368）

農地・農業用施設災害復旧における農家負担の軽減を行います

1　背景・目的

現在、農地・農業用施設が被災した場合に実施する災害復旧事業では、事業費の一部を受益者負担金として農業者からご負担いただいています。

７月の大雨、８月の台風第７号では、福部町や佐治町などで、農地・農業用施設が過去に例をみない甚大な被害を受けました。また、過去 10 年間の災害では７度も激甚災害の指定を受けるなど、近年の災害は激甚化する傾向が高くなっています。さらに円安等の影響による燃料代・肥料代の高騰に加え、農業者の高齢化及び後継者不足等により、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

こうした状況の中、被災された農業者が継続して営農していけるよう、農地・農業用施設災害復旧における農家負担の軽減を図ります。

2　見直しの内容

【現行の負担率】

災害別	区分	負担率
補助災害	農地	事業費の6.5%以下
	農業用施設	事業費の4.5%以下
単独災害	農地	事業費の10%
	農業用施設	事業費の7%

⇨

【見直し後】

災害別	区分	負担率
補助災害	農地	事業費の1.0%以下
	農業用施設	事業費の1.0%以下
単独災害	農地	事業費の1.0%
	農業用施設	事業費の1.0%

〇現行の制度から、補助災害、単独災害問わずに事業費の１%に見直します。
〇農業用施設災害における、１戸当たりの受益者負担上限額（35,000 円/戸）は見直し後も適用となります。
〇負担率の適用は、令和５年度に発生の災害以降適用したいと考えています。